

## 平成 29 年度決算審査の概要

### — 警告決議に係る質疑と審査結果等について —

大柳 涼

(決算委員会調査室)

1. 参議院における平成 29 年度決算の審査経緯
2. 警告決議に係る質疑の概要
  - (1) 災害関連情報システムの不適切な運用管理
  - (2) 平成 30 年 7 月豪雨における情報伝達・発信等の不十分な対応
  - (3) 毎月勤労統計調査における不適切な取扱い
  - (4) 外国人留学生の不十分な出入国・在留管理による所在不明
  - (5) 公的機関における障害者の法定雇用率未達成
  - (6) 高速道路における道路構造物の不適切な点検
  - (7) 防衛装備品等に係るコストデータベースシステムの不適切な整備
3. 平成 29 年度決算の審査結果
  - (1) 決算の是認
  - (2) 決算に対する各会派の賛否及び意見
  - (3) 警告決議
  - (4) 平成 29 年度決算審査措置要求決議
  - (5) 会計検査院への検査要請
4. 決算審査をめぐる今後の課題
  - (1) 決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保する取組
  - (2) 参議院における決算審査の更なる充実に向けて

#### 1. 参議院における平成 29 年度決算の審査経緯

国の平成 29 年度決算<sup>1</sup>は、第 197 回国会中の平成 30 年 11 月 20 日に、会計検査院の平成

<sup>1</sup> 平成 29 年度決算とともに平成 29 年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成 29 年度国有財産無償貸付状況総計算書が提出され、決算外 2 件として一括して審査された。

29年度決算検査報告とともに国会に提出された。参議院においては、第198回国会中の平成31年1月29日に本会議において決算の概要報告及びこれに対する質疑を行った後、決算委員会に付託され、同日、委員会において麻生財務大臣から決算の概要説明を、柳会計検査院長から検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。4月4日に安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行い、その後、省庁別審査を計6回、令和元年6月3日に麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月10日には安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、委員会での審査を終えた。

そして、6月14日の本会議で石井みどり決算委員長から審査報告がなされ、平成29年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」（以下「警告決議」という。）を行うことを決定した<sup>2</sup>。決算を提出された翌年あるいは当該年の常会会期中に議了するのは、平成24年度決算以降6年連続となっている（図表1）。

本稿では、平成29年度決算審査においてなされた様々な論議のうち、警告決議に係る質疑の概要を紹介するとともに、平成29年度決算の審査結果をまとめることとしたい。

図表1 参議院における各年度決算の議決（過去10年度分）

決算年度	国会提出日	議決年月日			
		決算委員会		本会議	
平成20年度	平成21年11月24日	平成23年2月14日	是認	平成23年2月16日	是認
平成21年度	平成22年11月19日	平成23年12月7日	是認しない	平成23年12月9日	是認しない
平成22年度	平成23年11月22日	平成25年5月20日	是認	平成25年5月22日	是認
平成23年度	平成24年11月16日	平成26年6月9日	是認	平成26年6月11日	是認
平成24年度	平成25年11月19日			平成26年6月11日	是認
平成25年度	平成26年11月18日	平成27年6月29日	是認	平成27年7月1日	是認
平成26年度	平成28年1月4日	平成28年5月23日	是認	平成28年5月25日	是認
平成27年度	平成28年11月18日	平成29年6月5日	是認	平成29年6月7日	是認
平成28年度	平成29年11月21日	平成30年6月18日	是認	平成30年6月27日	是認
平成29年度	平成30年11月20日	令和元年6月10日	是認	令和元年6月14日	是認

（出所）筆者作成

## 2. 警告決議に係る質疑の概要

### （1）災害関連情報システムの不適切な運用管理

政府内の情報共有を目的とした内閣府の総合防災情報システムに関し、災害情報の多くを手動で登録する必要があるため、災害時の情報の登録や共有が限定的となっていたこと、また、農林水産省の国営造成土地改良施設防災情報ネットワークにおいて、データ転送装置等の管理の不備により、収集した情報が総合防災情報システムに転送されない状況が長期間放置されていたことが指摘された。このような事態は、会計検査院の平成29年度決算検査報告において指摘されており、改めて決算審査で取り上げられたものである<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 警告決議とは、決算審査において議論となった諸問題を踏まえ、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。

<sup>3</sup> 会計検査院の指摘の詳細は以下を参照。会計検査院ホームページ<[https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29\\_05\\_09\\_29.pdf](https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29_05_09_29.pdf)、[https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29\\_09\\_02.pdf](https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29_09_02.pdf)>（以下、URLの最終アクセスは、いずれも令和元年8月6日である。）

本会議において、内閣府の整備した総合防災情報システムが十分活用されていない状況についてただされ、山本防災担当大臣は、「情報の多くを手動で登録する必要があり、災害時の情報登録が限定的となっていることは課題であると認識している」旨答弁した<sup>4</sup>。

委員会では、会計検査院の指摘をどのように受け止めたのか等についてただされた。これに対し、吉川農林水産大臣は、「国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業において、長期間データが転送されていなかった等の状況が放置されていたことは、農林水産省として防災情報ネットワークシステムの管理が不十分であったと認識し、重く受け止めている」旨答弁した<sup>5</sup>。また、「地方農政局に対して事業の適切な実施に関する文書を発出し、累次にわたる担当者会議を通じて防災情報の重要性を周知徹底して、データ転送設備等を適切に管理するよう指導を行った」旨答弁した<sup>6</sup>。他方で、国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの総合防災情報システムとの連携について、内閣府は、「共有されるべき防災情報が内閣府へデータ転送されていなかった一方で、同ネットワークが扱う情報は、発災時には農林水産省から別途被害情報として報告されるため、政府の災害対応としては特段の支障はなかった」旨答弁した<sup>7</sup>。また、山本防災担当大臣は、平成 28 年度から総合防災情報システムを更新し、他省庁のネットワークから自動的に連携される項目を増やすなどの改善を図っているとした上で、「今後、自動的に連携される項目の更なる拡充等を進めるとともに、災害対応に当たる各省庁の実務者に対する研修を行い、新たなシステムが災害対応により資するものとして活用できるように引き続き取り組む」旨答弁した<sup>8</sup>。

## （２）平成 30 年 7 月豪雨における情報伝達・発信等の不十分な対応

西日本を中心に記録的な大雨をもたらした平成 30 年 7 月豪雨において、河川の増水・氾濫や土砂災害が想定されていたにもかかわらず、重要な防災情報に係る国・地方公共団体間の伝達や住民への逐時の発信が極めて不十分であり、住民の適切な避難行動につながらなかったことなどにより、200 名を超す人命が失われるなど甚大な被害が発生したことが指摘された。

委員会では、高梁川水系の大規模氾濫を引き起こしたバックウォーター現象の主因がダムの異常放流にあったとして、国土交通省から流域の関係自治体に対する情報伝達の状況等についてただされた。これに対し、国土交通省は、「新成羽川ダムの放流量増加について、中国地方整備局の岡山河川事務所に 7 月 6 日の 17 時 02 分に通知が来たこと」、そして「通知を受けた河川事務所が河川の水位観測所の水位の上昇を注視し、水防法に基づいて関係自治体への洪水予報の通知等を行っており、ホットラインで連絡を行ったのは 21 時 38 分であった」旨答弁した<sup>9</sup>。また、石井国土交通大臣は、「河川事務所から関係自治体への洪水予報の通知が、水位が上がる直前だったのではないかとの指摘を踏まえ、よく検証して、

<sup>4</sup> 第 198 回国会参議院本会議録第 2 号 8 頁（平 31. 1. 29）

<sup>5</sup> 第 198 回国会参議院決算委員会会議録第 3 号 14 頁（平 31. 4. 8）

<sup>6</sup> 同上

<sup>7</sup> 第 198 回国会参議院決算委員会会議録第 3 号 15 頁（平 31. 4. 8）

<sup>8</sup> 第 198 回国会参議院決算委員会会議録第 5 号 11 頁（平 31. 4. 22）

<sup>9</sup> 第 198 回国会参議院決算委員会会議録第 5 号 34 頁（平 31. 4. 22）

しっかりと改善していきたい」旨答弁した<sup>10</sup>。

### （３）毎月勤労統計調査における不適切な取扱い

厚生労働省が長年にわたり毎月勤労統計調査で不適切な調査を続けていたことが発覚した。具体的には、500人以上規模の事業所については全数調査とされていたにもかかわらず、平成16年以降そのルールが無視される形で一部が抽出調査となっていたこと、抽出調査に変更していたにもかかわらず、必要となる処理（復元）が行われていなかったことなどの事態が明らかとなった。政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたこと、また、勤労統計の賃金額が給付水準に連動する雇用保険等で給付の支払不足が発生し、追加的な行政費用や国民生活への直接の悪影響をもたらしたことが指摘された。

本会議において、毎月勤労統計の事案に対する認識、政府を挙げて統計の信頼回復に取り組む必要性等についてただされた。これに対し、安倍内閣総理大臣は、「高い専門性と信頼性を有すべき統計分野において長年にわたって誤った処理が続けられ、それを見抜けなかった責任については重く受け止めている。統計の信頼回復に向け、統計委員会に新たな専門部会の設置を要請し、基幹統計に加えて一般統計についても徹底した検証を行い、再発防止に全力を尽くす」旨答弁した<sup>11</sup>。根本厚生労働大臣は、「厚生労働省としての統計の正確性に対する余りにも軽い認識や、組織としてのガバナンスが欠如しているとの指摘を真摯に受け止めねばならない」、また「雇用保険等の追加給付については、できるだけ速やかに、簡便な手続で支払いできるように万全を期して必要な対策を講じる」旨答弁した<sup>12</sup>。

委員会では、平成29年にも経済産業省所管の繊維流通統計調査における不適切事案を契機に総務省における一斉点検が行われたことから、総務省は過去の反省を踏まえて有効な対応策を講じることができていたか等についてただされた。これに対し、石田総務大臣は、「2年前の一斉点検は各府省において自己点検を実施し、総務省が報告を受けた上で、個別に確認、改善を図ってきた。このような状況の中で再び不適切事案が発生したことから、今般の一斉点検では、第三者機関である統計委員会に新たに設置された点検検証部会において、書面調査あるいはヒアリングも行いつつ徹底した検証を進め、再発防止策等を検討している」旨答弁した<sup>13</sup>。

### （４）外国人留学生の不十分な出入国・在留管理による所在不明

東京福祉大学の外国人留学生が多数所在不明となり同大学を除籍されている事態が発生したことを契機として、外国人の在留管理を行う法務省や、留学生の在籍状況を把握する立場にある文部科学省等の関係省庁間の情報共有が不十分なことが明らかとなった。また、近年、所在不明となっている外国人留学生が不法就労で摘発される事例が多数発生していることも明らかとなった。

<sup>10</sup> 前掲注9

<sup>11</sup> 第198回国会参議院本会議録第2号6頁（平31.1.29）

<sup>12</sup> 第198回国会参議院本会議録第2号3～4頁（平31.1.29）

<sup>13</sup> 第198回国会参議院決算委員会会議録第8号17頁（令元.5.22）

委員会では、東京福祉大学の問題に対する認識、国の外国人留学生の在籍管理の状況等についてただされた。これに対し、柴山文部科学大臣は、「東京福祉大学においては、在籍管理体制に懸念があることに加え、名目上、大学の正規課程の研究生として受け入れているものの、実質的には、日本語能力が足りずに大学に進学できない留学生のための予備教育となっている可能性があると考えている。仮に学業でなく就労を目的とする者を入学させているとすれば極めてゆゆしき問題であり、調査結果に基づいて毅然として対応したい」旨答弁した<sup>14</sup>。また、留学等の在留資格をもつ中長期在留者が所属する機関（大学等）は、その受入れ状況に関する事項を出入国在留管理庁長官に届け出ることが、努力義務となっていることを踏まえた上で、「留学生の在籍管理に適正を欠くなど管理運営が不適正であることが判明した場合、例えば私立大学等経常費補助金の減額又は不交付の措置をすることが想定される。また、今後、在留資格の審査の厳格化を、法務省と連携して対応策を早急に取りまとめ、再発防止に万全を期すこととしたい。状況に応じて、不適正な大学を認定し、在留資格審査の厳格化を図るなどの対応策も考えていきたい」旨答弁した<sup>15</sup>。

#### （５）公的機関における障害者の法定雇用率未達成

国、地方公共団体等は、障害者の法定雇用率（2.5%、平成30年3月までは2.3%）に相当する人数の障害者雇用が義務付けられているが、障害者雇用の促進に率先して取り組むべき国や地方公共団体の多くの公的機関において、視覚障害を矯正視力ではなく裸眼視力で判断したり、精神障害者としての計上を専門的な判断が介入しない担当者の主観的判断によるなど、障害者雇用率制度の対象となる障害者数が長年にわたり不適切に計上され、法定雇用率を達成していなかったことが明らかとなった。

委員会では、事態に対する政府の責任の在り方や今後公的部門で大量採用することで障害者が民間企業から公的機関に転職してしまう懸念等についてただされた。これに対し、安倍内閣総理大臣は、「国の行政機関の多くで障害者の法定雇用率を達成していないことが明らかとなり、検証委員会からは、障害者雇用の促進する姿勢に欠けていたなど、大変厳しい指摘を受けた。この事態を深く反省し真摯に受け止め、組織全体として再発防止にしっかりと取り組むよう強く指示し、全大臣から各省事務方に対し、二度とこのような事態が生じることのないよう、また障害者の雇用の促進に全力で取り組むよう注意、指導が行われた。今国会に提出した障害者雇用促進法の改正案などにより、各府省の責任体制の更なる明確化と再発防止策の徹底を政府一体となって推進することで責任を果たしたい」旨答弁した<sup>16</sup>。また、根本厚生労働大臣は、障害者の民間企業から公的機関への転職が進み、民間企業の法定雇用率への影響を懸念する問題について、実態把握に努めるとした上で、「民間企業を離職する障害者が実際に一定程度発生することは考えられるので、民間との競争が起きないように対応していくことが重要だと考えている」旨答弁した<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> 第198回国会参議院決算委員会会議録第4号14頁（平31.4.15）

<sup>15</sup> 第198回国会参議院決算委員会会議録第4号10頁（平31.4.15）

<sup>16</sup> 第198回国会参議院決算委員会会議録第2号17頁（平31.4.4）

<sup>17</sup> 第198回国会参議院決算委員会会議録第2号25頁（平31.4.4）

## （６）高速道路における道路構造物の不適切な点検

平成 24 年の笹子トンネル事故等を踏まえ、政府は道路構造物に対する 5 年に一度の近接目視による全数監視を定めるなどの措置を講じた。また、参議院は、平成 26 年 6 月には高速道路における跨道橋等の点検の不備等について警告決議を行い、これに対して政府は、講じた措置として、近接目視による全数監視など道路施設の点検、修繕の取組について報告した。しかしながら、高速道路会社 3 社が行う点検等に関し、目視点検が困難な箇所がある 110 トンネル全てにおいて点検要領に則した確認を行っていないこと、点検結果が維持管理計画に反映されていなかったり、点検結果を踏まえた補修等が長期間実施されていなかったりすることなど、高速道路の安全を脅かす事態が、会計検査院の平成 29 年度決算検査報告において明らかとなった<sup>18</sup>。

委員会では、事態に対する政府の認識、高速道路以外の幹線道路に対する点検の必要性等についてただされた。これに対し、石井国土交通大臣は、「国土交通省では、会計検査の指摘の後、直ちに高速道路会社に対して、これらの指摘に対して改善を求め、その後の実施状況についても報告させているところである。この報告によると、既に修繕が必要な箇所については維持管理計画に反映し、またトンネル内装板背面の点検マニュアルについても今月末をめどに定めるとのことである。国土交通省としては、道路構造物等の点検が適切に実施されるよう、高速道路会社を引き続き指導したいと考えている」旨答弁した<sup>19</sup>。また、「道路の老朽化対策については、平成 25 年度に必要な法令改正を行い、平成 26 年 7 月より全国の橋やトンネルなどについて 5 年に一度の頻度で近接目視の点検を行っているところである。点検の状況については自治体を含む全ての道路管理者に毎年度報告を求めており、進捗状況と点検結果を把握している」旨答弁した<sup>20</sup>。

## （７）防衛装備品等に係るコストデータベースシステムの不適切な整備

防衛装備庁は、防衛装備品等に係る予定価格の算定の妥当性を検証するためにコストデータベースシステムを 2 億 3,373 万円かけて整備し、平成 28 年度から試験運用しているが、予定価格の基準となる計算価格又は製造原価のデータの一方しか入力できない仕様となっており分析できないこと、また、原価調査の実績が低調で入力対象のデータを取得する機会が十分確保されていないことなどにより、システムが機能していなかったことが会計検査院により指摘された<sup>21</sup>。

委員会では、会計検査院の指摘事項に対する改善策とシステムの本格運用に向けた取組等についてただされた。これに対し、防衛装備庁は、「入力したコストデータが分析できていないとの指摘については、システムの仕様に係る検討が不足していたことが原因であり、順次改善を進めている。また、入力の対象となるデータそのものを取得する機会が十分でないという指摘については、分析に適したデータをどうやって取得するのかという仕組み

<sup>18</sup> 会計検査院ホームページ<[https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29\\_06\\_06\\_01.pdf](https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29_06_06_01.pdf)>

<sup>19</sup> 第 198 回国会参議院決算委員会会議録第 5 号 12 頁（平 31.4.22）

<sup>20</sup> 同上

<sup>21</sup> 会計検査院ホームページ<[https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29\\_05\\_13\\_03.pdf](https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29_05_13_03.pdf)>

の検討が不足していたことが原因と考えており、データを企業から取得するために企業にインセンティブを与える新たな枠組みづくりの構築を検討している」とした上で、「防衛省としては指摘を大変重く受け止めており、平成30年9月以降、防衛装備庁に設置した検討委員会においてデータベースのあるべき姿について議論している」旨答弁した<sup>22</sup>。また、岩屋防衛大臣は、「本件については、深刻に反省すべきであり、全く準備不足、検討不足で、速やかに改善を行うよう指示した。令和4年度中の本格運用開始に向けて、今般の反省をしっかりと踏まえて必要な議論を進めたい」旨答弁した<sup>23</sup>。

### 3. 平成29年度決算の審査結果

#### (1) 決算の是認

平成29年度決算は、令和元年6月10日の決算委員会での採決の結果、多数をもって是認すべきものとし、内閣に対して警告すべきものと全会一致をもって議決された。また同日、平成29年度決算審査措置要求決議が全会一致をもって議決されたほか、国会法第105条<sup>24</sup>の規定に基づき会計検査院に対し会計検査の要請を行った。6月14日の本会議においては、平成29年度決算は多数をもって是認することとし、警告決議は全会一致をもって議決された。

#### (2) 決算に対する各会派の賛否及び意見

平成29年度決算の委員会採決において、自由民主党・国民の声、公明党は決算の是認に賛成、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、日本維新の会・希望の党、日本共産党は是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた意見は、おおむね次のとおりである。

立憲民主党・民友会・希望の会は反対理由として、大型予算により国債の発行残高が積み上がっていく一方で、就職氷河期世代の困難な状況や金融庁の報告書<sup>25</sup>によって老後の生活への不安をあおったことにみられるように、国民生活の質が向上せず、雇用、年金、社会保障などに対する不安が増大する傾向にあることや、森友・加計問題に引き続き、障害者雇用問題、統計不正問題等の相次ぐ不祥事に対し真摯に向き合わず、安倍政権には情報の非公開、隠ぺい体質があること、米国に主導権を握られた不平等なFMS調達や、高速道路の道路構造物の不適切な点検・補修等の税金の無駄遣いや不適切な支出が後を絶たないことなどを指摘した。

国民民主党・新緑風会は反対理由として、平成29年度末の国の債務残高が5年連続で1,000兆円を上回り、増加していることに対し有効な対策を取れていないこと、社会保障関係費と国債費だけで歳出決算額の56.1%を占め、歳出項目の硬直化により、弾力的な政策運営ができていないこと、アベノミクスの成果が喧伝される一方で、多くの国民が景気

<sup>22</sup> 第198回国会参議院決算委員会会議録第7号7頁（令元.5.20）

<sup>23</sup> 同上

<sup>24</sup> 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

<sup>25</sup> 金融庁金融審議会市場ワーキング・グループ『高齢社会における資産形成・管理』（令和元年6月3日）

回復を実感しておらず、実態を伴っていないことなどを指摘した。

日本維新の会・希望の党は反対理由として、政府は国と地方を合わせたプライマリーバランスの2020年度黒字化目標を先送りしたが、より一層の無駄の削減、効果的な予算配分等によって持続可能な財政運営を目指すべきこと、平成29年度復興関連予算の執行率が66.1%と低い水準にとどまっており、本当に必要のある事業に予算を付けているのか、執行見込みを適正に判断していたのかについて明確な説明がないことなどを指摘した。

日本共産党は反対理由として、実質家計消費支出は前年度比マイナスが続き、個人消費が冷え込む中で、社会保障費の自然増を抑制するために国民に負担増と給付減を強いるなど格差と貧困を深刻化させていること、日米同盟第一の立場で米国追従の姿勢を鮮明にして、米軍と自衛隊の軍事協力等を推進し、平成29年度の防衛関係費の決算額が過去最高の5兆2,742億円となったこと、JR東海のリニア新幹線全線開通を前倒しするための3兆円の財政投融资や総事業費1兆5,975億円の東京外郭環状道路等の不要不急の大型公共事業を優先していることなどを指摘した。

### (3) 警告決議

決算に関する参議院の議決を構成する警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているものや、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。平成29年度決算自体は多数をもって是認されたが、警告決議は委員会、本会議ともに全会一致で議決されている。平成29年度決算に関して議決した警告決議の項目は、図表2のとおりである<sup>26</sup>。この警告に対し、安倍内閣総理大臣は、令和元年6月14日の本会議において、「誠に遺憾である。これらの決議の内容は、政府として重く受け止めるべきものと考えており、決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることのないよう改善、指導していく」旨の所信を述べた<sup>27</sup>。

図表2 警告決議の項目

1. 災害関連情報システムの不適切な運用管理について
2. 平成三十年七月豪雨における情報伝達・発信等の不十分な対応について
3. 毎月勤労統計調査における不適切な取扱いについて
4. 外国人留学生の不十分な出入国・在留管理による所在不明等について
5. 公的機関における障害者の法定雇用率未達成について
6. 高速道路における道路構造物の不適切な点検等について
7. 防衛装備品等に係るコストデータベースシステムの不適切な整備について

<sup>26</sup> 決議本文は以下を参照。参議院ホームページ<[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/k010\\_19061401.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/k010_19061401.pdf)>

<sup>27</sup> 第198回国会参議院本会議録第26号(令元.6.14)

#### (4) 平成 29 年度決算審査措置要求決議

措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に、制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に委員会として改善を求める決議である。この措置要求決議は平成 15 年度決算審査以降、全ての会派の合意に基づいて議決されてきており、今回も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。令和元年 6 月 10 日の決算委員会において、平成 29 年度決算審査における議論を踏まえて議決した措置要求決議の項目は、図表 3 のとおりである<sup>28</sup>。

図表 3 平成 29 年度決算審査措置要求決議の項目

1. 地方創生先行型交付金の不適切な執行に対する検証について
2. 災害復旧事業及び耐震補強工事において整備される施設の安全確保について
3. 中高年世代を含めた引きこもりの対策強化について
4. 男性の育児休業の取得推進について
5. 高齢運転者による交通事故の防止に向けた取組について
6. 高齢者等の消費者被害を防ぐ見守りネットワークの構築等について
7. 効果が発現していない政府開発援助事業について
8. 競馬等の高額な払戻金に係る所得に対する課税について
9. 高校生等奨学給付金制度における代理受領の確実な実施について
10. 官民イノベーションプログラムにおける政府出資金等の取扱いについて
11. 労災診療費の算定における労災治療計画加算の見直しについて
12. 地域医療情報連携ネットワークの低調な運用実態について
13. 児童虐待防止対策に取り組む児童相談所等の業務改善について
14. アスベストによる健康被害の防止について
15. 和牛遺伝資源及び植物新品種の海外への流出防止について
16. 治山事業における不適切な事業実施等について
17. 官民ファンドの運用の在り方について

#### (5) 会計検査院への検査要請

決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第 105 条の規定に基づき、会計検査院に対して検査要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、決算委員会は、平成 29 年度決算審査を踏まえ、令和元年 6 月 10 日、会計検査院に対し、計 5 項目の検査要請を行うことを決定した（図表 4）。

<sup>28</sup> 決議本文は以下を参照。参議院ホームページ<[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/k028\\_19061001ss.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/k028_19061001ss.pdf)>

なお、決算審査の過程においては、上記5項目の他に米軍普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設に係る事業の実施状況について検査要請の提案があったが、与野党の合意に至らず、検査要請は行われなかった。

図表4 会計検査院への検査要請

- ・ 外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について
- ・ 高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について
- ・ 福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について
- ・ 公的統計の整備に関する業務の実施状況等について
- ・ 政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について

#### 4. 決算審査をめぐる今後の課題

##### (1) 決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保する取組

平成29年度決算では、内閣に対する7項目の警告決議及び17項目の措置要求決議が議決され、5項目の会計検査院への検査要請が行われたが、特に措置要求決議や検査要請の数は例年にない多さである(図表5)。これらの決議は、本会議、決算委員会における審査の結果、より適正な予算執行等が必要と判断され、国会の財政統制機能の観点から与野党協調の下に政府等の行財政運営に改善を求めたものである。

今回の警告決議では、毎月勤労統計調査における不適切な取扱いに関して、全府省庁における統計に対する検証と再発防止を徹底した上で、統計行政を立て直し、統計に対する信頼回復に努めるよう求めるものや、公的機関における障害者の法定雇用率未達成に関して、障害者雇用の促進に対する基本認識の欠如と法の理念に対する意識の低さがあったことを重く受け止め、障害者の雇用状況についての的確な把握と法定雇用率の達成に全力で取り組むことを求めるものなど、政府による不祥事や法令に違反する行為によるものも多く挙げられた。これらの問題は社会的な関心が高く、現時点で参議院として意見を表示しておくべき事項と言えよう。

また、災害関連情報システムの不適切な運用管理に関して、各府省庁の災害関連情報システムの管理を徹底し、有効に機能するよう適切に運用するとともに、総合防災情報システムとの情報連携の自動化等により、関係者間の円滑な情報共有体制を構築することを求めるものや、高速道路における道路構造物の不適切な点検等に関して、原因を徹底して調査し、各高速道路会社による道路構造物の維持管理が適切に行われるよう指導を徹底するとともに、地方公共団体を含む全ての道路管理者と緊密に連携し、道路の安全確保に万全を期すよう求めるものなどは、会計検査院の決算検査報告や過去の類似の警告決議等で改善が求められているものの、政府の対応がいまだ不十分であると認められることから、国会として改めて意見を表示したものと言える。

安倍内閣総理大臣は、これらの警告決議の議決を受けて、決議の趣旨を十分に踏まえて

改善、指導していくとの所信を述べており、各府省庁等は、これらの決議をしっかりと受け止め、是正改善に向けて取り組む必要がある。

政府は、今回の警告決議及び措置要求決議に対して、通例では翌年1月に「政府が講じた措置」として、警告決議については内閣総理大臣から参議院議長に対して、また、措置要求決議については財務大臣から決算委員会に対して、それぞれ報告することとなる<sup>29</sup>。したがって、決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保するためには、決議に対する措置状況を決算委員会においてフォローアップすることや、対応が不十分であった場合には再度改善を促すなど、継続的な監視を行うことにより、予算の適切かつ効率的な執行への牽制機能を効かせることが重要である。

図表5 決算委員会における警告決議等の項目数（過去10年度分）

決算年度	警告決議	措置要求決議	検査要請
平成20年度	8	5	2
平成21年度	6	7	4
平成22年度	5	9	4
平成23年度	7	11	1
平成24年度			
平成25年度	6	9	1
平成26年度	8	13	1
平成27年度	7	10	2
平成28年度	8	5	2
平成29年度	7	17	5

（出所）筆者作成

## （2）参議院における決算審査の更なる充実に向けて

決算審査の意義は、国の予算執行の結果を検証し、それが適正かつ効果的に行われたのかを分析、評価し、政策の実績評価を行うとともに、次の予算編成に的確に反映させること、いわゆるPDCAサイクルのC（Check）の役割を果たすところにある。

少子高齢化に伴う社会保障予算の増大、長期債務の増加による国家財政のひっ迫が進行する中で、限られた予算をいかに効果的・効率的に使っていくかは、非常に重要な課題であり、今後、一層適正な予算執行につなげていくためには、それをチェックする参議院の決算審査の更なる充実が求められる。審査においては、会計検査院の決算検査報告はもとより、財務省の予算執行調査、総務省の行政評価、内閣官房の行政事業レビュー等を一層活用するとともに、審査の過程で明らかになった問題について、活発に議論を行い、制度の改善を含め国の予算執行の是正改善を積極的に促していくことが重要である。

また、会計検査院への検査要請を積極的に活用することも重要である。会計検査院からの結果報告は、事案の問題点等を客観的に明らかにするほか、今後の政策を判断する材料

<sup>29</sup> 平成28年度決算に関する決議について「政府が講じた措置」は、平成31年1月28日に提出されている。

として有益なものであるため、結果報告を受けて改めて決算審査で議論することが必要である。

一方で、これまでの決算審査を通して、今後の課題となり得る問題も浮かび上がっている。先述の警告決議及び措置要求決議に対する「政府が講じた措置」が提出されると、委員会において財務大臣から説明を聴取している<sup>30</sup>。しかしながら、「政府が講じた措置」においてなされる説明は概括的なものが多く、具体的な取組内容や効果を詳細に把握することは困難であることや、「政府が講じた措置」を提出する時点では、措置の一部が完了しておらず、「検討を行っているところである」等の現在進行形となってしまうことがある。このため、その後の決算審査において「政府が講じた措置」に対する質疑を行ってフォローアップすることが重要となるが、多くの決議が行われる一方で、近年、委員会においてそのための時間を確保することが難しくなっている。政府の提出する報告内容の充実、委員会における審議時間の拡充の両面からの検討が必要となろう<sup>31</sup>。

さらに、会計検査院に対する検査要請は、平成 29 年度決算審査に関するものは 5 項目となり、積極的に活用されたと言えるが、他方で、平成 28 年度決算審査に関し行った 2 項目の検査要請（平成 30 年 6 月 18 日要請）に対する会計検査院からの結果報告は、まだなされていない。当該検査要請の中には、例えば「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況について」のように政策体系全般に及ぶ広範なものもあるため、検査には多くの時間と人員を要すると考えられるが、今後一層、国会で会計検査院に対する検査要請が活用されるようになると、会計検査院において多くの検査要請が滞留することになりかねない。決算審査に有効に活用するために、検査結果の報告が時機を逸することがないように、会計検査院の実施体制や国会からの検査要請の在り方を検討することは、今後の課題であると思われる。

決算審査は、審査日程を含めて様々な政治情勢の影響を受け、大幅に審査が遅延する場合もかつては見られたが、参議院における「決算重視」の姿勢は、近年、広く浸透するところとなり、平成 29 年度決算は、与野党が協調して決算審査の迅速化を図った結果、常会会期中に議了することとなった。決算審査の本質は、その審査を通じて、内閣に対する警告等を発するなどにより、審査結果を政府の予算編成・執行に反映させることにある。その意味で、早期審査を実現することは非常に重要であり、今後も決算審査の更なる充実・促進に向けて党派を超えた取組が継続されることが望まれる。

(おおやなぎ りょう)

<sup>30</sup> 平成 28 年度決算に関する決議について「政府が講じた措置」の報告聴取は、平成 31 年 4 月 8 日に行われた。

<sup>31</sup> 警告決議等の実効性の在り方に関する詳しい論考については、三宅俊矢「決算審査における警告決議等の実効性」『立法と調査』第 411 号（平 31.4）を参照。